明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を変更する件（環境一一五）　一
〔官庁報告〕
国家試験
社会福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　五
社会福祉士試験委員の公告（同）　七
介護福祉士試験委員の公告（同）　七
精神保健福祉士国家試験の施行（同）　一〇
精神保健福祉士試験委員の公告（同）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　一〇
裁判所
破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人統計センター平成二十三年度財務諸表、独立行政法人物質・材料研究機構、平成二十三事業年度財務諸表（日本年金機構、原子力損害賠償支援機構）、日本弁護士連合会裁決・裁決取消訴訟の判決確定関係　一三
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　一三
会社その他
会社決算公告　一三

告　示

○環境省告示第百十五号

ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第三十三条第一項の規定に基づき、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を次のとおり変更したので、同条第五項の規定により準用される同条第四項の規定により公表する。

平成二十四年八月三日

環境大臣　細野　豪志

第１　我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量

我が国におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量は、近年の環境の改善状況にかんがみ、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続することを前提として、当面の間、事業分野別に、次のとおりとする。

また、削減目標量の達成状況は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という。）第５条に基づく行動計画の見直しに合わせて、５年毎に評価を実施するものとする。

事業分野	削減目標量（g-TEQ/年）	（参考）過去の計画の削減目標量（g-TEQ/年）		（参考）推計排出量（g-TEQ/年）		
		削減目標量（平成15年時点）	削減目標量（平成22年時点）	平成９年	平成15年	平成22年
１　廃棄物処理分野	106	576～622	164～189	7,205～7,658	219～244	94～95
(1)　一般廃棄物焼却施設	33	310	51	5,000	71	33
(2)　産業廃棄物焼却施設	35	200	50	1,505	75	29
(3)　小型廃棄物焼却炉等（法規制対象）	22	66～122	63～88	700～1,153	73～98	19
(4)　小型廃棄物焼却炉（法規制対象外）	16					13～14
２　産業分野	70	264	146	470	149	61
(1)　製鋼用電気炉	31.1	130.3	80.3	229	80.3	30.1
(2)　鉄鋼業焼結施設	15.2	93.2	35.7	135	35.7	10.9
(3)　亜鉛回収施設（焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉）	3.2	13.8	5.5	47.4	5.5	2.3
(4)　アルミニウム合金製造施設（焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉）	10.9	11.8	14.3	31.0	17.4	8.7
(5)　その他の施設	9.8	15	10.4	27.3	10.3	8.8